

平成 17 年度会計支出調査結果報告書

平成 19 年 8 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
------------	---

第1部 大阪府編

1 調査結果報告にあたって	5
2 「平成17年度の会計処理にかかる調査」について	
(1) 調査実施の経緯と趣旨・目的	5
(2) 調査対象年度	6
(3) 調査対象機関	6
(4) 調査対象経費（対象となる支出科目について）	6
(5) 調査方法	7
実地調査	
抽出調査	
(6) 調査の実施期間等	9
調査実施指示	
各所属での実地調査の実施期間	
3 調査結果について	
(1) 実地調査の結果	9
不適正な会計処理の有無	
事務処理上の過誤等による支出	
(2) 抽出調査の結果	11
取引業者への調査	
非常勤職員への調査	
(3) 調査対象となった支払（支出命令）件数・金額等について	11
(4) 是正措置（事務処理上の過誤による支出への対応）	12
4 専門家による検証の実施	12
5 むすび 適正な会計処理のために	13
資 料	
表 1 調査対象の支出科目について	14
表 2 事務処理上の過誤による支出の概要	15
表 3 調査対象となる支払件数・金額	17

第2部 指定出資法人編

1	調査結果の報告にあたって	21
2	会計処理にかかる調査について	
(1)	調査実施の経緯と趣旨・目的	21
(2)	調査対象年度	22
(3)	調査対象法人	22
(4)	調査対象経費	23
(5)	調査方法	23
	実地調査	
	抽出調査	
	法人が業務として事務局事務を行う協議会・実行委員会等の会計調査	
(6)	調査の実施期間等	26
	調査実施の指示	
	実地調査の実施期間	
(7)	外部の専門家による助言等	26
3	調査結果について	26
(1)	実地調査の結果	27
(2)	抽出調査の結果	28
	取引業者等への調査	
	協議会等の支出状況の確認	
4	今後の対応について	28

はじめに

大阪府では、昨年末に、一部の所属で過去の不適正な会計処理で捻出された、いわゆる裏金を保管、費消していた問題が明らかになって以来、目的、性格等が明確でない現金等が保管されていないか等について、全庁的に調査を実施してきた。

しかし、その調査を進めていく中で、複数の所属での保管や費消、また、新たな裏金の捻出が明らかになったことから、直近の会計年度である平成17年度の支出において不適正な会計処理がなかったかどうかを調査、確認するため、本年3月から全庁的な継続調査を実施してきたところである。

この調査は、裏金につながる現金の捻出につながりやすい支出科目を全件対象として調査、確認することにより、不適正な会計処理に関する府民への説明責任を果たすことを目的とするものである。そのようなことから、資金提供や人的交流を通じて、本府とのつながりが深い指定出資法人についても、同様の調査を行うこととした。

今般、その調査結果をとりまとめ、以下、第1部に「大阪府の会計支出に関する調査結果報告」を、また、第2部に「指定出資法人に関する調査結果報告」をそれぞれ記載した。

第 1 部

大 阪 府 編

1 調査結果報告にあたって

本年3月から、全庁的な継続調査として実施してきた「平成17年度の会計処理にかかる調査」については、調査の結果、調査対象とした約42万6千件ののぼる支出案件において、既に判明している環境農林水産部北部・南部家畜保健衛生所における不適正な会計処理を除き、現金の捻出につながるような、新たな不適正な会計処理は認められなかったが、一部の会計処理において、事務処理上の過誤により事実行為と相違した支出が見受けられた。

なお、これら過誤のあった支出については、すでに是正を済ませるとともに、平成18年度についても過誤の有無を調査、確認し、必要なものについては是正を行った。

以下、この報告書は、これら調査の概要及び調査結果をとりまとめたものである。

2 「平成17年度の会計処理にかかる調査」について

(1) 調査実施の経緯と趣旨・目的

本府では、昨年末以降、目的・性格が明確でない現金にかかる調査を5回にわたって全庁的に実施し、その過程において、平成9年度に明らかになった、不適正な会計処理で捻出され府に返還されず秘匿されていた裏金、あるいは協議会予算の親睦会口座への移し替え、事業実施にかかる不適正な会計処理などによる裏金の捻出などの事案が判明した。

そのため、本府では、有識者による「不適正な会計処理に関する調査委員会」から、府が実施した調査に対する検証と再発防止に向けた改善策の提言を受けるとともに、府議会に設置された「不適正会計調査特別委員会」からの意見、提言等を踏まえ、「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」を本年2月にとりまとめ、それに基づく再発防止等の対応策に取り組んでいるところである。

この調査は、それらの対応策の一環として取り組むもので、府政に対する府民の信頼回復という観点から、個別の公費の支出行為が適切に会計処理されていることを確認し、ひいては、新たに公金から捻出された目的外の現金等(裏金)が存在しないことを確認するため、平成17年度会計について、全庁を対象に支出面の調査を徹底するものである。

なお、実施にあたっては、会計分野の専門家である公認会計士から、支出確認のポイント、特に、目的外の現金の捻出につながる経費支出の確認方法など調査方法について助言を受けるとともに、調査結果に対する検証を受けており、その検証結果等については、別途の報告書としてとりまとめていただいている。

(2) 調査対象年度

平成17年度

【年度選定の理由】

個別の公費の支出行為が適切に会計処理されていることを確認するため、この調査に着手する時点（平成18年3月）の直近の会計年度であり、また、不適正会計問題により府議会が決算を不認定とした平成17年度を対象とする。

(3) 調査対象機関

大阪府知事のもとにある執行機関、府水道企業条例に定める水道部、委員会及び委員の事務局、大阪府議会事務局を対象とする。

【対象となる機関、事務局の名称】

知事部局の全室課・所、水道部、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、府立学校 計380所属（室課・所）

平成17年度に予算を執行した（経費の支払いを行った）機関

(4) 調査対象経費（対象となる支出科目について）【資料編「表1」参照】

不適正な会計処理による現金の捻出につながる可能性のある経費（支出科目）を調査対象とする。

なお、企業会計の適用を受ける所属については、この経費の区分と同様の考え方で対象を選定する。

【対象経費（支出科目）】

報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金・補助及び交付金、扶助費（物品購入に係るものに限る）、小口支払基金により執行されるもの

参考 - 対象から除外した経費（支出科目）

経費の性質から、裏金の捻出につながる架空の支払い内容や支払いの相手方をつくるのが困難なものなどは、調査対象から除外する。

【対象外経費（支出科目）】

給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、公有財産購入費、貸付金、補償、補填及び賠償金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金、公課費、繰出金

(5) 調査方法

実地調査

【調査の目的】

平成17年度大阪府会計において、個別の公費支出行為が適切に会計処理されていることを確認する。

【実施方法】

対象となる支出関係書類の全てを内容確認するとともに、支払いの実態、履行状況の聴き取り、また、成果品や購入品などがある場合には現物の目視等を交えて、その適否を確認する。

【調査者】

調査は府職員によって実施するが、客観性を高めるため、異なる機関(所属)の職員が確認調査を実施する。その際、相互確認では利害関係が生じるため、調査担当機関(所属)と調査対象機関(所属)が入れ替わるような形での調査は行わないこととする。

【履行確認】

調査結果は「支払状況調査確認報告書」としてとりまとめ、調査が確実に実施されたことを明らかにするため、調査担当機関(所属)及び調査対象機関(所属)の「長」が上記報告書に署名押印することとする。

【調査内容の調査、確認】

各機関(所属)の「支払状況調査確認報告書」は、部局の総務担当課を通じて、総務部財政課に集約し、総務部財政課が「支払状況調査確認報告書」及び添付資料である「チェック用リスト」の内容を調査、確認し、必要に応じ所属からの事情聴取や実地調査(現場、現物調査)等を行うこととする。

抽出調査

ア) 取引業者等への調査

【調査の目的】

過去の不適正な会計処理事案において、本府と取引業者との間で前渡し金等の不適正な会計処理が行われ、その結果、裏金が捻出されていたことを踏まえ、各所属において実施した会計処理調査とは別に、平成17年度会計における取引業者に対して、適正な取引きに基づく支払いがなされて

いたかどうかを確認するため、書面による抽出調査を実施する。

【調査方法等】

本府（総務部財政課）から、次の基準で抽出した取引業者等に対し、支払い実績を記載した調書を送付し、その内容どおりの適正な支払いの事実の有無について、直接確認を行う。

なお、資金前渡職員については、財政課が所属において証拠書類等の調査、確認を行う。

【抽出基準】

- ・ 取引業者等へ支払いが行なわれた支出科目（報酬、賃金、旅費を除く）のうち、所属毎に支払い回数の多い上位 100 社（者）の債権者を抽出する。

なお、府の確実な履行が見込まれる取引として、電気、ガス、水道、電話料金などの公共料金や、国・地方公共団体への負担金・補助金を対象外とする。

- ・ さらに取引業者等への調査から漏れる支出科目（節）が出ないように、取引回数や取引の規模に関係なく、支出科目（節）毎の債権者数の比率に応じて 100 社（者）を無作為に抽出する。
- ・ その結果、合計延 200 社（者）の債権者（文書により回答を依頼したしたもの 195 社（者）、財政課が証拠書類等の調査、確認を行う資金前渡職員は 5 者、総支払件数：約 10,700 件）を選定する。

また、病院、水道等の企業会計分については、支払回数の多いものから、別途 20 社（者）の債権者を抽出し、同様の調査を実施する。

イ) 非常勤職員への調査

【調査の目的】

過去の不適正な会計処理事案において、非常勤職員の雇用実態がないにもかかわらず賃金や報酬の支払いが行われ、裏金が捻出されていたことを踏まえ、各所属において実施する会計処理調査とは別に、雇用関係にあった非常勤職員に対して、勤務実績に基づく適正な賃金等の支払いがなされていたかどうかの確認を行うため、書面による抽出調査を実施する。

【調査方法等】

調査対象は、平成 17 年度の賃金、報酬の支払い件数 23,021 件から、議事録等により実績確認が可能な審議会委員報酬等を除き、調査の対象とする。

調査対象者数は、取引業者等への調査を参考に、200 名を抽出し、調査を行う。

さらに、病院、水道等の企業会計分については、別途 20 名を抽出し、調査を行う。

(6)調査の実施期間等

調査実施指示

- ・ 平成 19 年 3 月 19 日 大阪府総務部長名通知を各部長、行政委員、委員会事務局長あて発出した。
- ・ 平成 19 年 3 月 20 日 各部局等総務担当課職員を対象に調査実施方法の説明会を開催し、調査の統一を図った。

各所属での実地調査の実施期間

平成 19 年 3 月下旬以降、準備が整い次第、調査に着手し、4 月末までに実地での作業を終了することを目標とする。

3 調査結果について

(1) 実地調査の結果

不適正な会計処理の有無

昨年末からの調査において、既に判明している環境農林水産部北部家畜保健衛生所及び南部家畜保健衛生所における不適正な会計処理を除き、今回の調査において確認したところ、事務処理上の過誤等による支出を除き、概ね適正な支出が行われており、新たな不適正支出と認められる会計処理は発見されなかった。

【参考】

不適正な会計処理の判断基準

個別の事実行為に基づかず公費が支出されたもので、本来の目的以外に費消するなど（いわゆる「裏金」や個人費消など）の意思により処理が行なわれたもの。

不適正な会計処理の判断事例

報酬、賃金など・・・雇用等の実態がないにもかかわらず、報酬等を支払っているもの（いわゆる「カラ雇用」）

旅 費 ……出張等の実態がないにもかかわらず、旅費を支払っているもの（いわゆる「カラ出張」）

上記以外の支出科目・・・架空の契約や売払い等を目的とした物品購入等を行っているものなど（いわゆる「預け」など）

事務処理上の過誤等による支出

今回の調査において、事務処理上の過誤や判断誤りにより事実行為と相違して支出処理が行われたものが、一部に認められた。その内容は次のとおりである。

事務処理上の過誤等による支出

- ・ 過誤により支出した事案件数 17件
- ・ 過誤により支出した金額 1,068,711円

また、支出科目別の事務処理上の過誤による支出は、次表のとおりである。

事務処理上の過誤等による支出の概要（平成17年度分）

支出科目名	過誤等の事案件数	過 誤 内 容 等
	過誤等による支出金額	
報 酬	5件	従事実績の確認誤りによる過払い等
	552,048円	
賃 金	1件	従事実績の確認誤りによる過払い
	6,300円	
報 償 費	3件	従事実績の確認誤りによる過払い等
	63,840円	
旅 費	5件	旅行実績確認の誤りによる過払い、未払い、支払い相手の誤り等
	42,999円	
委託料	1件	適用単価の誤り
	84,941円	
使用料及び賃借料	1件	支払額の入力誤り
	630円	
工事請負費	1件	緊急随意契約によるべき事務につき、既存の契約で執行できないものを執行した。
	317,953円	
合 計	17件	
	1,068,711円	

個別の内容は資料編「表2」に記載

(2) 抽出調査の結果

取引業者等への調査

【回答書の回収状況】

平成 17 年度において府と取引のあった業者等の債権者に対する調査の回答書については、一般会計分、企業会計分を合わせて 215 社（者）の回答書を全て回収した。

【回答書の内容】

全て「支払確認調書のとおり支払いを受けている」との回答を得た。

【書類確認の結果】

資金前渡職員分 5 名に関する支払いについて、証拠書類等の調査、確認を行ったところ、その内容は概ね適正であった。

非常勤職員への調査

【回答書の回収状況】

平成 17 年度において府に雇用されていた非常勤職員に対する調査の回答書について、一般会計、企業会計合わせて 215 名分（調査対象 220 名のうち、再三の依頼によっても回答の無い 5 名を除く）の回答書の回収（214 名）、または口頭による回答（1 名）を得た。

【回答書（回答）の内容】

全て「支払確認調書のとおり支払いを受けている」との回答を得た。

(3) 調査対象となった支払（支出命令）件数・金額等について

- ・調査対象支払（支出命令）件数 426,753 件
- ・調査対象支払（支出命令）金額 993,220,148,679 円
会計別の内訳は資料編「表 3」に記載
- ・調査従事者数等（実地調査における調査者数）
調査従事延べ人・日 延べ 1,886 人・日

上記の員数は、「17 年度の会計処理にかかる調査」のうち、所属単位で行った実地調査の実施期間（平成 19 年 3 月 19 日から 5 月 25 日まで）中、調査に従事した者の数を計上している。

(4) 是正措置（事務処理上の過誤等による支出への対応）

事務処理上の過誤等による支出については、監査委員による定期監査や、本府会計局の検査で指摘されるものと同等の対応を行ない、適切な是正、改善措置を講ずることとした。

対応の具体的な内容としては、過払いの事案については返還措置、未払いの事案については追加支給などの会計処理を行うとともに、平成 18 年度支出の状況についても確認を行い、過誤等が確認されたものは、平成 17 年度支出と同様に是正措置を講じた。

また、過誤を生じさせた事務処理の問題点等について検討を行い、改善策について周知徹底を図り、再発防止と適切な事務の執行に努めることとしている。

4 専門家による検証の実施

大阪府では、上記のとおり、平成 17 年度における会計処理調査を府職員により実施してきたところであるが、その調査結果の信頼性を会計分野の専門家の視点で検証するため、林 光行 公認会計士に検証業務を委託した。

検証にあたっては、林 光行 公認会計士の指揮のもと、会計・経理の専門家である公認会計士 9 名、税理士 1 名を構成員とする 11 名体制の検証チームが編成され、大阪府における会計処理システムの把握、会計処理調査の調査方法の検証、「支払状況調査確認報告書の書類調査」、各所属における聞き取り調査や会計処理書類の現地検証が行われた。

検証業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 大阪府会計処理システム概要等の説明聴取及び質疑

会計処理システム等について

ア) 総務サービスシステムにおける権限管理等

イ) 会計処理の流れ

各システムの事務処理手順とチェック機能等について

ア) 財務会計システム

イ) 人事・給与システム

ウ) 物品調達システム

エ) 電子調達システム

インターネットバンキング（学校徴収金関係）

- (2) 「平成 17 年度の会計処理にかかる調査」の調査方法の説明聴取と質疑
「平成 17 年度の会計処理にかかる調査」について
書面調査時及び実地検証時における随時確認について
抽出調査について
- (3) 「支払状況調査確認報告書」の書面調査（全件）
「支払状況調査確認報告書」及び添付資料の吟味
随時、追加確認の指示等
- (4) 各所属における実地検証（抽出）
事務担当者、調査担当者からの聞き取り調査
会計処理書類の検証等

なお、検証結果については、別途、「検証結果等報告書」として、とりまとめられる。

5 むすび 適正な会計処理のために

昨年末以降、調査を通じて明らかになった、目的、性格等が明確でない現金等の保管や費消、さらに、北部・南部家畜保健衛生所の新たな裏金の捻出は、府民の皆さまの府政への信頼を大きく損なったところである。

本府では、過去の反省が活かされず、今回のような不適正な会計処理が行なわれてきたことについて厳粛に受け止め、信頼を回復するため、平成 17 年度の会計処理において不適正な会計処理の有無を全庁的な調査により確認したところ、既に判明している北部・南部家畜保健衛生所における不適正な会計処理、及び事務処理上の過誤等による支出を除き、概ね適正な支出が行われており、その限りでは、いわゆる裏金の捻出につながる、新たな不適正な会計処理は発見されなかった。

本調査については、別途、会計分野の専門家である公認会計士による検証を受け、信頼性について判断を仰ぐところであるが、会計処理の適正化を推進する取り組みについては、現在、「当面の対応（案）」に基づく対応策のほか、この調査と併せて検討を行っている「追加・拡充する再発防止策」の実行によって、より確かなものとする事としている。

引き続き、職員が一丸となり、府民の皆様からの信頼を回復できるよう、適正かつ効率的な事務執行に鋭意取り組んでまいります。

資料編

表 1 調査対象の支出科目について

行政予算では、予算執行の便宜と経費の効率的使用を図るため、予算上の支出科目には、款・項・目・節という区分が設けられている。
 この区分のうち、款及び項は議会の議決の対象となり「議決科目」ともいい、目及び節は執行科目又は行政科目といわれる。このうち、支出する経費の性質を表す区分が「節」であり、この調査では「節」を調査の対象としている。
 なお、28ある「節」のうち、その性質から、いわゆる裏金づくりが困難なものは調査から除外した。

節の名称	当該「節」に用いられる経費の内容	調査対象・対象外の別	
報酬	非常勤職員に対する役務の対価に要する経費	対 象	
給料	常勤職員等に支給する給与（本給）に要する経費	対象外 支出対象の管理が別システムや所管元が存在し、担当者や所属での手続単独で不適正な処理が困難。	
職員手当等	常勤職員等に対して支給する手当に要する経費		
共済費	職員の社会保険費用として、法令等に基づいて負担する経費		
災害補償金	公務上の災害、通勤による災害に対して支出する補償金		
恩給及び退職年金	職員が退職又は死亡した場合、本人又は遺族に支給する経費		
賃金	臨時雇用や一般職員の勤務形態になじまない業務への従事に雇用される非常勤作業員の労働の提供に対して支払われる経費	対 象	
報償費	役務の提供等に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償的意味の強い経費		
旅費	職員に対し、旅行に要する費用として支給する経費		
交際費	団体の長等が行政執行上や団体利益のため外部との公の交渉に要する経費		
需用費	物品(備品、原材料に含まれない)の取得及び修理等に要する経費		
役務費	人的サービスの提供に対して支払われる経費		
委託料	他の者に委託して実施するほうが効率的なもの、特殊な技術・設備又は専門的知識を要する研究、調査等の委託に要する経費		
使用料及び賃借料	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる経費		
工事請負費	土地、工作物等の造成、改造の工事、工作物等の移転、除却の工事等に要する経費		
原材料費	工事の施工、物の生産・製造及び加工等に使用する原料又は材料等の代価		
公有財産購入費	事務又は事業を執行にため使用、あるいは公共の福祉増進のために使用する公有財産の購入に要する経費		対象外 審査会付議等の要件があり、担当者や所属での手続単独で不適正な処理が困難。
備品購入費	物品のうち備品及び生物類(消耗品を除く)の購入に要する経費		対 象
負担金、補助及び交付金	行政目的達成のため、事務又は事業等に対し負担、補助及び交付する経費		
扶助費	社会保障の一環として、生活困窮者等の生活を維持するために、各種の法律や単独施策として措置される経費		
貸付金	行政目的達成のため、法令や条例等により、直接又は間接に現金の貸付けを行うための経費	対象外 経費支出に伴う相手方や府の債務の存在を明確にするための書類や手続き、さらに外部審査、議会議決などが厳格に定められ、経費の執行に関して担当者や所属での手続単独で不適正な処理が困難。	
補償、補填及び賠償金	損失補償、損害賠償に要する経費		
償還金、利子及び割引料	地方債の元金、利子の償還等に要する経費		
投資及び出資金	財産管理のための国債、地方債取得経費、又は公益上の必要性からの株式を取得や出資、公益法人への出捐等に要する経費		
積立金	財産を維持又は資金積立目的の基金等への支出経費		
寄附金	公益上の必要から支出する経費で財産の無償譲渡にあたるもの		
公課費	一般私人と同様に、公租公課を課される場合に要する経費		
繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間の予算の相互充用の経費		

表 2 今回の調査で判明した事務処理上の過誤等による支出の概要

科 目	所 属	事案件数・金額	内 容
報 酬	健康福祉部 こころの健康 総合センター	1 件 72,800 円	審査会開催に伴う委員報酬において、事務処理の誤りにより、支払いの相手先を誤っていた。
	商工労働部 夕陽丘高等職 業技術専門学校	1 件 23,568 円	非常勤講師に対する支払において、欠勤のため翌月に減額すべきところを、処理済と錯誤し、欠勤届、出勤簿等との確認が漏れ、減額処理が行われず、過払いになっていた。
	環境農林水産 部環境農林水 産総務課	1 件 114,080 円	非常勤特別嘱託員に対する支払において、病気欠勤扱いとすべきところ、確認誤りにより、減額処理がされず過払いとなっていた。
	環境農林水産 部みどり・都 市環境室	2 件 341,600 円	森林保全員に対する支払において、従事実績の確認誤りにより、過払いとなっていた。 自然環境保全指導員に対する支払において、従事実績の確認誤りにより、過払いとなっていた。
科目小計（報酬）		5 件 552,048 円	
賃 金	健康福祉部 池田保健所	1 件 6,300 円	非常勤看護師に対する支払において、従事実績の確認誤りにより、過払いとなっていた。
	科目小計（賃金）		1 件 6,300 円
報償費	健康福祉部 こころの健康 総合センター	2 件 60,840 円	講師謝礼の支出において、従事実績の確認誤りにより、過払いとなっていた。 協議会委員に対する旅費の支出において、支出事務の処理誤りにより、旅費で支出すべきものを誤って報償費として支出していた。
	健康福祉部 守口保健所	1 件 3,000 円	医療機関に対する協力謝礼の支払において、支出事務の処理誤り(初回支出の口座振込先に誤りが判明し、再度支出手続を行ったため)により、二重払いとなっていた。
科目小計（報償費）		3 件 63,840 円	
旅 費	生活文化部 文化・スポー ツ振興室	1 件 1,200 円	非常勤嘱託員に係る管内出張旅費において、支払先の債権者番号の入力を誤り、支払いの相手先を誤っていた。
	健康福祉部 こころの健康 総合センター	3 件 36,260 円	審査会開催に伴う委員旅費において、事務処理の誤りにより、支払いの相手先を誤っていた。 審査会（実地審査）に伴う委員旅費において、事務処理の誤りにより、実績がないにもかかわらず支払っていた。 審査会に伴う委員の旅費において、実績の取り違えにより、一部過払いや未払いとなっていた。
	教育委員会 布施北高等学 校	1 件 5,539 円	引率旅費について、当初の予定者が急遽変更になったが、旅費の支出は、当初予定者に行われたため、支払いの相手先を誤っていた。
科目小計（旅費）		5 件 42,999 円	

《次ページにつづく》

「表2 今回の調査で判明した事務処理上の過誤による支出の概要」のつづき

科目	所属	件数・金額	内容
委託料	土木部 富田林土木事務所	1件 84,941円	本府管理道路の管渠等清掃業務（単価契約）委託において、昼間の作業指示であるのに、単価契約の業務積算において業務に必要となる交通整理員の費用を夜間作業単価で行ったため、過払いとなっていた。
科目小計（委託料）		1件 84,941円	
使用料及び賃借料	建築都市部 総合計画課	1件 630円	会場使用料の支払において、支払金額の入力誤りにより、支払い額が過払いとなっていた。
科目小計（使用料及び賃借料）		1件 630円	
工事請負費	土木部 西大阪治水事務所	1件 317,953円	管理河川に転落した自動車を緊急に引上げるための支払について、既存の管理河川の環境整備工事（単価契約）契約において、契約工種に無い内容であったため、緊急に随意契約を行い支出手続きすべきものであったが、既存の単価契約による単純作業等の内容で支払っていた。
科目小計（工事請負費）		1件 317,953円	
合計		17件 1,068,711円	

【参 考】

本報告書に記載する事務処理上の過誤等による支出は、「平成17年度の会計処理にかかる調査」、及び「専門家（公認会計士）による検証」において判明したものである。

また、本調査では、平成17年度会計監査委員の定期監査において指摘、指示された事項等についても調査、確認を行っており、その内容については、大阪府監査委員事務局のホームページを参照されたい。

監査委員事務局ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.jp/kansa/index.html>

表 3 本調査の調査対象となる支払い件数・金額

会 計	調査（支払）件数	調査（支出）金額（円）	
一般会計・特別会計	393,991	917,073,445,609	
企業会計・水道会計	32,762	76,146,703,070	
内 訳	病院事業会計	19,458	26,560,740,983
	中央卸売市場事業会計	1,048	1,622,531,379
	まちづくり促進事業会計	432	214,863,973
	地域整備事業会計	1,820	3,535,260,271
	水道事業会計	10,004	44,213,306,464
	合 計	426,753	993,220,148,679

第2部

指定出資法人編

1 調査結果の報告にあたって

大阪府（以下「府」という。）では、昨年末の裏金問題が発覚して以来、全庁的な調査を実施し、継続調査として、平成17年度の支出において不適正な会計処理がなかったかどうかを確認するため調査を実施してきた。

このような中、府調査と並行して、「大阪府が25%以上で最大出資の法人」又は「大阪府の事務事業と密接な関係を有する法人」である指定出資法人（以下「法人」という。）についても、府同様に「平成17年度の会計処理に係る調査」を行ってきたところである。

法人の平成17年度の会計処理調査に係る調査結果については、調査対象とした支出案件において、適正な処理が行われていたことが確認され、現金の捻出につながるような不適正な会計処理は認められなかった。

なお、本件調査とは別に、18年度決算において、事務処理上の過誤による会計処理の是正が行われた法人が1法人あった。

以下、この報告書は、これら調査の概要及び調査結果をとりまとめたものである。

2 会計処理にかかる調査について

（1）調査実態の経緯と趣旨・目的

法人については、昨年末に、目的・性格が明確でない現金にかかるヒアリング調査を実施したところ、そのような現金等は存在しなかったが、府調査同様、平成17年度会計処理調査を行うこととした。

本件調査は、地方自治法、大阪府指定出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱（以下、単に「根拠法令等」という。）に基づくものである。

なお、実施にあたっては、会計分野の専門家である公認会計士から、支出確認のポイント、特に、目的外の現金の捻出につながる経費支出の確認方法などの調査方法について、助言を受けた。

また、府と異なる会計処理（複式簿記による会計処理）を行う法人における調査を円滑に進めるため、調査に先立って、実地調査を行う職員を対象に、公認会計士を講師として研修を実施した。

根拠法令等について

【地方自治法第221条】

第1項 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めることができる。

第2項 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

第3項 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

【大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱 第7条】

第1項 主管部長は、指定出資法人の業務の運営状況等の把握に努め、及び総務部理事(出資法人担当)に定期的に報告しなければならない。

第2項 主管部長は、必要があると認めるときは、指定出資法人の協力を得て、实地調査を行わなければならない。

(2) 調査対象年度

平成17年度

【年度選定の理由】

府調査同様、法人における個別の支出行為が適切に会計処理されていることを確認するため、この調査に着手する時点(平成18年3月)の直近の会計年度を対象とする。

なお、17年度会計の決算については、各法人において既に監事監査等を経て、総会、理事会等で承認を受けているものである。

(3) 調査対象法人

指定出資法人46法人

「指定出資法人」とは、次に掲げるいずれかの基準に該当し、特に指導又は調整をする必要のある法人で、大阪府出資法人監理委員会の審議を受け、知事が指定するものをいう。

- (1) 府の出捐金又は出資金の割合が25パーセント以上であり、かつ、府の出資割合が最も大きい法人
- (2) 府の事務事業との関係が密接である法人

【3公社及び50%以上出資の法人(27法人): 地方自治法221条に基づく調査】

大阪府道路公社、大阪府土地開発公社、大阪府住宅供給公社、(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府男女共同参画推進財団、(財)大阪府産業基盤整備協会、(財)大阪府公園協会、(財)大阪府水道サービス公社、(財)大阪国際児童文学館、(福)大阪府障害者福祉事業団、(福)

大阪府総合福祉協会、(財)大阪府国際交流財団、(財)大阪府保健医療財団、(財)大阪府青少年活動財団、(財)大阪府みどり公社、(財)大阪府タウン管理財団、(財)大阪府スポーツ・教育振興財団、大阪府中小企業信用保証協会、大阪高速鉄道(株)、(財)大阪府地域福祉推進財団、(財)大阪生涯職業教育振興協会、(財)大阪府漁業振興基金、(株)大阪府食品流通センター、堺泉北埠頭(株)、(財)大阪国際平和センター、(株)大阪国際会議場、(財)西成労働福祉センター

【25%以上最大出資の法人(9法人):大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱第7条第2項に基づく調査】

大阪府都市開発(株)、(財)大阪府マリナー協会、(財)大阪がん予防検診センター、(財)大阪府下水道技術センター、(財)大阪21世紀協会、(財)千里ライフサイエンス振興財団、大阪外環状鉄道(株)、(財)アジア・太平洋人権情報センター、(株)大阪鶴見フラワーセンター

【25%未満出資の法人(10法人):大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱第7条第2項に基づく調査】

(財)大阪府育英会、(財)大阪府文化財センター、(財)大阪府都市整備推進センター、泉大津港湾都市(株)、(社)大阪国際ビジネス振興協会、(株)大阪繊維リソースセンター、(財)大阪産業振興機構、(財)大阪体育協会、(財)大阪労働協会、大阪府職業能力開発協会

(4) 調査対象経費

府調査同様、不適正な会計処理による現金の捻出につながる可能性のある経費(支出科目)を対象とする。

【対象経費(支出科目)】

賃金、報償費、旅費交通費、交際費、消耗品費、修繕費、委託料、賃借料、会議費、工事請負費、原材料費、消耗什器備品費、負担金、補助金及び交付金、小口現金支出等のこれらに準ずる支出関係科目

(5) 調査方法

実地調査

【調査目的】

平成17年度法人会計において、個別の支出行為が適切に会計処理されていることを確認する。

調査は、法人の会計が、独自の会計基準に基づき、監事監査や理事会、総会等の決議を経て決定されていること、府の会計処理と法人の会計処理が大きく異なっていること等を考慮し、根拠法令等に基づく指導権限内において実施するものである。

【実施方法】

実施方法について、公認会計士の助言も踏まえ、次の方法により調査を行う。

(ア)平成17年度期末に法人が保有する現金及び預金残高について、預金通帳等関係書類により確認する。必要に応じて、金庫内の現金確認を行う。

(イ)支出案件について、会計帳簿(総勘定元帳など)の支出状況を調査する。

調査に当たっては、「架空の支払いがないかどうか」について、次の3点の視点に基づき行う。

- ・「年間を通じて、同内容の支出で、支出回数の多いもの」については、その支払い内容を確認する。
- ・「支出項目の中で、他の支出と比べ、特に金額が大きいもの」については、その支払い内容を確認する。
- ・「3月の支出で、支出回数が多いもの、支出額が大きいもの」については、その支出の必要性等に留意して確認する。

(ウ)府において協議会予算の親睦会口座への移し替えにより裏金が捻出されていたことを踏まえ、次の2点についても調査する。

- ・「法人が補助金や負担金等を支出している協議会・実行委員会等の団体のうち、法人が事務局を担当している団体に支出されているもの」については、支出のルールや必要性などを確認する。
- ・法人会計から「法人の親睦会会計への支出」については、支出の必要性などを確認する。

(エ)書類確認において、次の5点到該当するものは、特に留意して、支払内容を確認する。

- ・3月末直前の支払い
- ・同じ場所に何度も旅費交通費が発生しているもの
- ・特定の同じ業者に支払い
- ・承認印が通常と異なる支払い
- ・現金による多額の支払い

【調査者】

府の法人所管課職員(以下「法人所管課職員」という。)が法人(現地)に赴いて調査する。

【履行確認】

法人に赴いた法人所管課職員が、法人で調査した内容、法人の対応者等を記載し、府の法人所管課長に提出し、当該課長はその内容を確認する。

【調査内容の精査】

調査結果については、府の各部局の総務担当課を通じて、府総務部出資法人課（以下「出資法人課」という。）に集約し、その内容について精査を行い、必要に応じて事情聴取や追加調査等を行う。

抽出調査

取引業者等への調査

【調査の目的】

府においては、過去の不適正な会計処理事案において、本府との取引業者との間で不適正な会計処理により裏金が捻出されていたこと等を踏まえ、平成17年度会計における取引業者等に対して、適正な取引等に基づく支払いがなされているかどうかを確認するため、抽出調査を行う。

法人についても、府調査同様、取引業者等に対する抽出調査を行うが、法人の取引業者等であり、府が債権者でないことを踏まえ、業者に調査内容を十分説明する必要性から、取引業者等（現地）に出資法人課職員が赴いて確認を行う。

【抽出基準及び調査方法等】

法人との取引回数が複数回あるうちで、比較的回数が多いと判断される業者を無作為抽出する。

なお、府調査同様、確実な履行が見込まれる取引として、電気、ガス、水道、電話料金などの公共料金等は対象外とする。

調査に当たっては、対象支払業者毎に、その支払実績を記載した調書を作成し、対象業者に示し、直接担当者に確認する。

法人が業務として事務局事務を行う協議会・実行委員会等（以下単に「協議会等」という。）の会計調査

調査の結果、法人から支出が明らかとなった協議会等について、その協議会等の支出状況が適正であるかどうかについて、関係書類を法人所管課を通じて、出資法人課に提出、確認を行う。

法人からの報告

法人からも、「平成17年度会計処理が適正であった」旨の報告を求める。

(6) 調査の実施期間等

調査実施の指示

- ・平成19年3月20日 大阪府知事名通知で法人に調査依頼を行った。
- ・平成19年4月17日 各部法人所管課職員等を対象に調査実施方法等について、公認会計士を講師とした研修を実施した。

実地調査の実施期間

平成19年3月下旬以降、準備が整い次第、調査に着手し、府調査同様、4月末までに作業を終了することを目標としたものの、法人の理事会等の開催時期や府調査と重なったため、結果として、5月下旬が調査終了期日となった。

(7) 外部の専門家による助言等

調査にあたって、公認会計士には、事前に確認ポイントや留意事項について助言を受けた。また、調査の進捗状況を報告し、その内容の確認や助言を受けるとともに、法人所管課職員が作成した調査報告書に記載された内容についても確認を受けた。

3 調査結果について

実地調査結果及び抽出調査結果において、不適正支出と認められる会計処理はなかった。実地調査については、下記表のとおり、支出科目毎に、「発注」、「履行確認」、「請求」及び「支払」の各行為について、関係書類による確認を行った。

支出科目	発注	履行確認	請求	支払
賃金	雇用伺い	出勤簿		振込書
報酬				領収書
旅費交通費	支出伺い	復命書		領収書
交際費			請求書	領収証
消耗品費	発注書	納品書	請求書	振込書
修繕費	発注書	工事完了届	請求書	振込書
委託料	契約書	納品書	請求書	振込書
賃借料	契約書		請求書	振込書
会議費			請求書	振込書
工事請負費	契約書	工事完了届	請求書	振込書
原材料費	発注書	納品書	請求書	振込書
消耗什器備品費	発注書	納品書	請求書	振込書
負担金			請求書	振込書
補助金		実績報告	請求書	振込書

(1) 実地調査の結果

法人所管課職員が法人に赴いて、支出内容や関係書類を調査したところ、不適正支出と認められる会計処理はなかった。

【参考】

不適正な会計処理の判断基準（府調査報告同様）

個別の事実行為に基づかず支出されたもので、本来の目的以外に費消するなど（いわゆる「裏金」や個人費消など）の意思により処理が行われたもの。

調査した支出件数は、46法人で8,633件であった。

主な支出科目ごとの状況は次のとおりであった。

支出科目	総支出件数	確認した書類
賃金	568	雇用伺い、出勤簿、振込書 等
報酬	468	請求書、振込書、領収書 等
旅費交通費	762	支出伺い、出張命令簿、復命書、領収書 等
交際費	156	請求書、領収書 等
消耗品費	1,060	請求書、発注書、振込書、現物、納品書 等
修繕費	421	発注書、見積書、工事完了届、請求書、振込書 等
委託料	957	契約書、請書、納品書、請求書、振込書、現物 等
賃借料	699	契約書、請求書、振込書 等
会議費	184	請求書、振込書 等
工事請負費	96	契約書、工事完了届、引渡書、請求書、振込書 等
原材料費	51	発注書、納品書、請求書、振込書 等
消耗什器備品費	192	発注書、納品書、請求書、振込書、現物 等
負担金	313	請求書、振込書 等
補助金	65	実績報告、請求書、振込書 等
小口現金	20	領収書、小口現金出納帳 等
その他 (印刷製本費、研修費など)	2,621	請求書、振込書、領収書 等

法人会計から「法人の親睦会会計への支出」はなかった。

(2) 抽出調査等の結果

取引業者等への調査

抽出基準に基づき抽出した対象業者は16社、対象支出件数は115件であった。

出資法人課職員が現地(営業所等)に赴いて、支払確認調書に基づき、支払内容、支払額、及び支払日を確認した。支払業者からは、全ての支払について「支払確認調書どおり支払いを受けている」との回答を得た。

協議会等の支出状況の確認

関係協議会等6団体について、収支計算書、出納簿、通帳などを確認したところ、不適正な処理はなかった。

協議会の業務内容	確認内容
大阪府土地地区画整理組合連合会	収支決算書、現金出納簿、通帳
大阪おさかな健康食品協議会	収支計算書、通帳
信用保証協会近畿ブロック事務局	現金出納簿、通帳
大阪健康サービス産業創造協議会	収支計算書、通帳
大阪府内女性関係施設連絡協議会	決算書、通帳
大阪府国際経済・貿易セミナー開催協議会	現金出納簿、通帳

なお、今回の調査とは別に、(社)大阪国際ビジネス振興協会において、組織の統合に向けた準備作業の中で、事務処理上の過誤による会計処理が判明したので、これを是正し、生じた収支差額については、既に18年度決算において修正を済ませたところである。

(収支差額 17,490千円。法人と協議の結果、全額府に返還済み。)

4 今後の対応について

今回の調査において、法人における会計処理については、一法人で事務処理上の過誤による会計処理があったものの、概ね適正に行われていた。

これは、法人が、日頃から会計基準などに基づき、適正な会計処理を行っていたことに起因するものと考えられるが、すでに一部法人において公認会計士など専門家が法人の監事に就任していることや、外部監査制度を導入しているなど、チェック体制が整っていたことによるところも大きい。

しかしながら、今回調査結果は適正であったものの、依然として、外部監査が導入されていない、あるいは、監事に会計の専門家が就任していない法人も少なからず存在することも事実である。

今後は、より一層適正な会計処理が行われるよう、法人に対して、外部監査の導入、公認会計士など会計の専門家の監事への就任について、強く働きかけていく。

さらに、今後、法人が適正な会計処理も含めて、法人が説明責任を果たし、コンプライアンス確保を図っていく上で、内部通報制度のはたす役割は大きい。

国において公益通報者保護法が制定され、府においても内部通報の制度化が行われた状況に鑑み、法人のさらなる改革として、法人における内部通報制度の構築に向け、情報提供や指導などを通じて、積極的な取組みを促していく。